

吉川市環境保全指針(案)

1. 環境保全指針改定の趣旨・役割

(1) 趣旨

吉川市環境保全指針（以下「本指針」といいます。）は2000年3月に策定し、この度目標年次である2020年を迎えました。この20年間において、当市の環境保全の取組には一定の進展が見られたものの、国際的な動きとして、温室効果ガス削減に関する新たな国際的枠組みである「パリ協定」の採択や、17のゴールと169のターゲットから構成される国際目標の「持続可能な開発目標（SDGs）」が掲げられた「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の採択がされました。

また、日本国内の動きとして、気候変動適応法や生物多様性基本法の成立、第5次環境基本計画や第5次エネルギー基本計画の策定などが挙げられ、国では2050年までに二酸化炭素の実質排出量をゼロにする表明がなされるなど、当市をとりまく環境課題も刻一刻と変化しており、それらに柔軟かつ適切に対応するため、本指針の改定を行い、引き続き環境保全に努めることとします。

(2) 役割

本指針は、環境保全に関する長期的な施策の方向性を定めることにより、環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針とします。

2. 本指針の範囲

(1) 対象地域

本指針の対象地域は吉川市全域とします。

(2) 対象分野

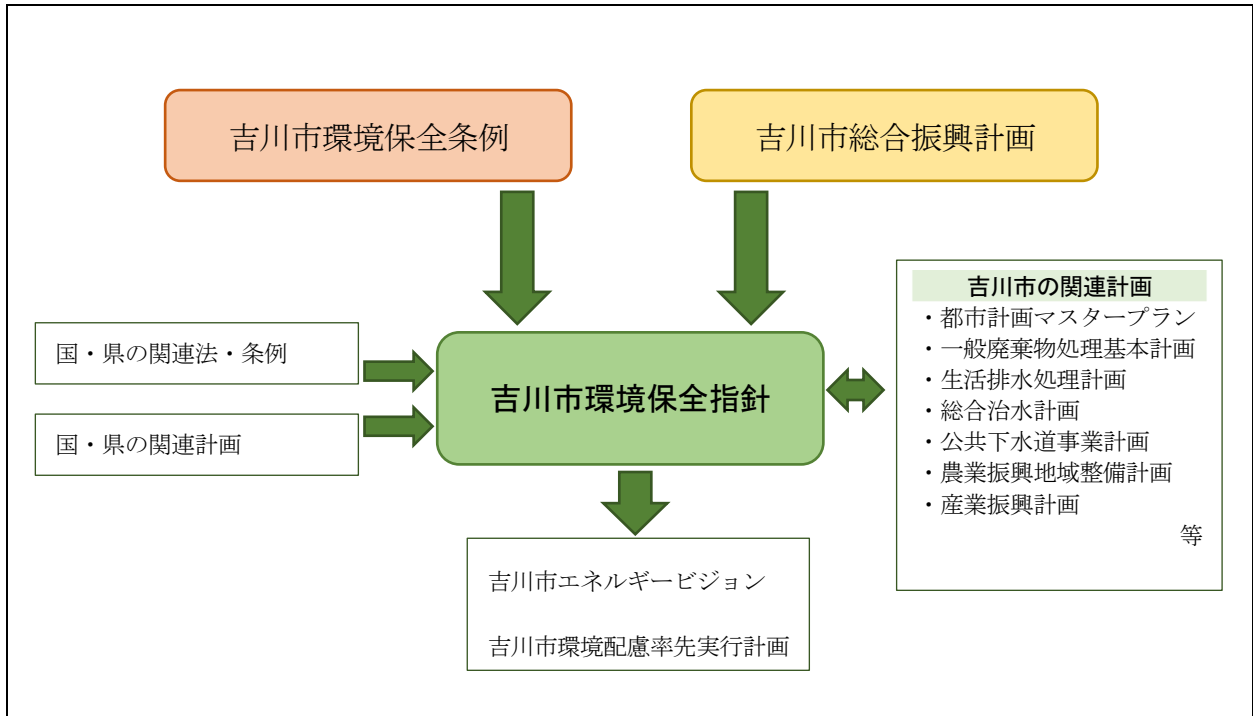
本指針の対象分野は、以下のものとします。

対象分野	内容
地球環境	地球温暖化対策、エネルギー、気候変動
資源循環型社会の構築	3R※、廃棄物の適正処理
自然環境	水環境、緑、生物多様性
生活環境	公害対策、都市環境、環境美化
環境教育の実施	環境学習、啓発、協働

※リデュース、リユース、リサイクル

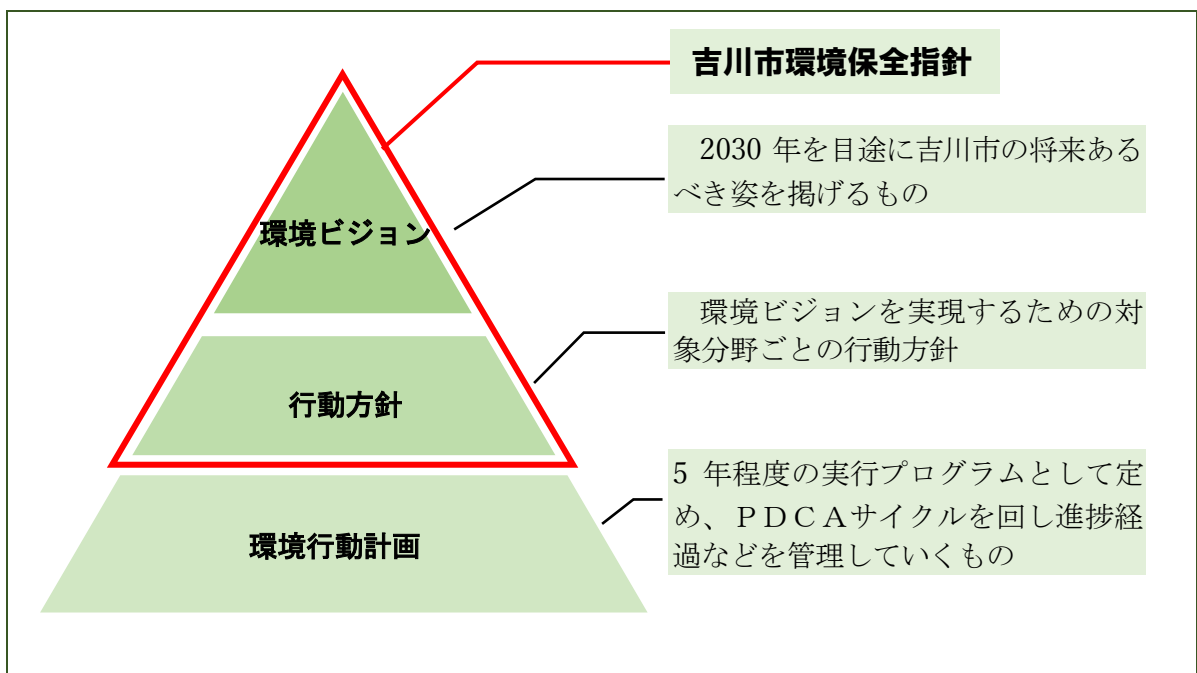
3. 環境保全指針の位置づけ

本指針は、吉川市環境保全条例に基づき策定するもので、吉川市総合振興計画を上位計画としてまちづくりの方向性を共有し、環境分野におけるまちづくりを推進するものです。他の関連計画と連携し、市の環境を望ましい方向で保全するための取り組みを体系的に示すものです。



4. 計画の構成と計画期間

(1) 計画の構成



(2) 計画の期間

年 度	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)	
環境ビジョン	環境ビジョン										
行動方針	行動方針										
環境行動計画 (第1期)	1期										
環境行動計画 (第2期)						2期					

環境保全指針の目標年次は2030年としますが、社会情勢や環境変化に応じて必要な見直しを行うこととします。

5. 吉川市環境保全指針

(1) 環境ビジョン

本市を取り巻く環境から将来あるべき姿を環境ビジョンとして次のように定めます。

『四季が彩る 持続可能なまち よしかわ』

本市は四季折々の自然があふれており、市内各所で四季を感じることができます。

また、毎年実施している市民意識調査においても吉川市の住み心地を「よい」と回答した方のうち、8割以上の方が「自然環境の多さ」を理由としています。

春	桜並木（さくら通り）、菜の花（江戸川堤防）
夏	田園風景、水辺・用水、蛙・鳥の鳴き声、広い空（市内各所）
秋	イチョウ並木（いちょう通り）
冬	野鳥、澄んだ青空（市内各所）

（市民意識調査 住み心地が「よい」と感じる点の自由意見から抽出）

このような自然は市民共通の財産であり、より良い形で次世代に引き継いでいくことが重要となります。また、自然環境は人間だけではなく、多くの野生生物の生存基盤となっており、生物多様性を将来にわたって確保するとともに人間と自然との共生関係を構築することが必要となってきます。

また、自然環境の保全とともに市民が快適な生活を営むために必要なこととして、安心な生活環境の確保が挙げられます。大気汚染や水の汚濁、騒音や振動、悪臭等

については日常の生活環境に直接影響を及ぼすため、継続的に監視、また、発生源に対する指導等を行っています。

一方、国際的な動きとしては、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」では、「持続可能な開発目標（SDGs）」が掲げられ、すべての国が持続可能性の確保について求められています。当市においても、将来に向けて住み続けられるまちとして、気候変動対策、循環型社会の構築に関する施策の展開や市民の環境に対する意識醸成を図る必要があります。

以上のことを踏まえ、2030年においても四季を感じて、市民が住み続けたいと思える生活環境が整った持続可能なまちであることを目標として掲げ、今ある素敵な自然環境を次世代に引き継ぐ想いを込めて、上記環境ビジョンとします。



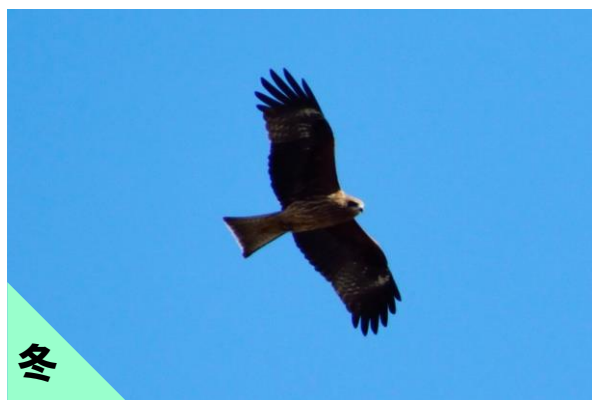
春

中川台の桜



夏

おあしすの空



冬

江戸川河川敷のトビ

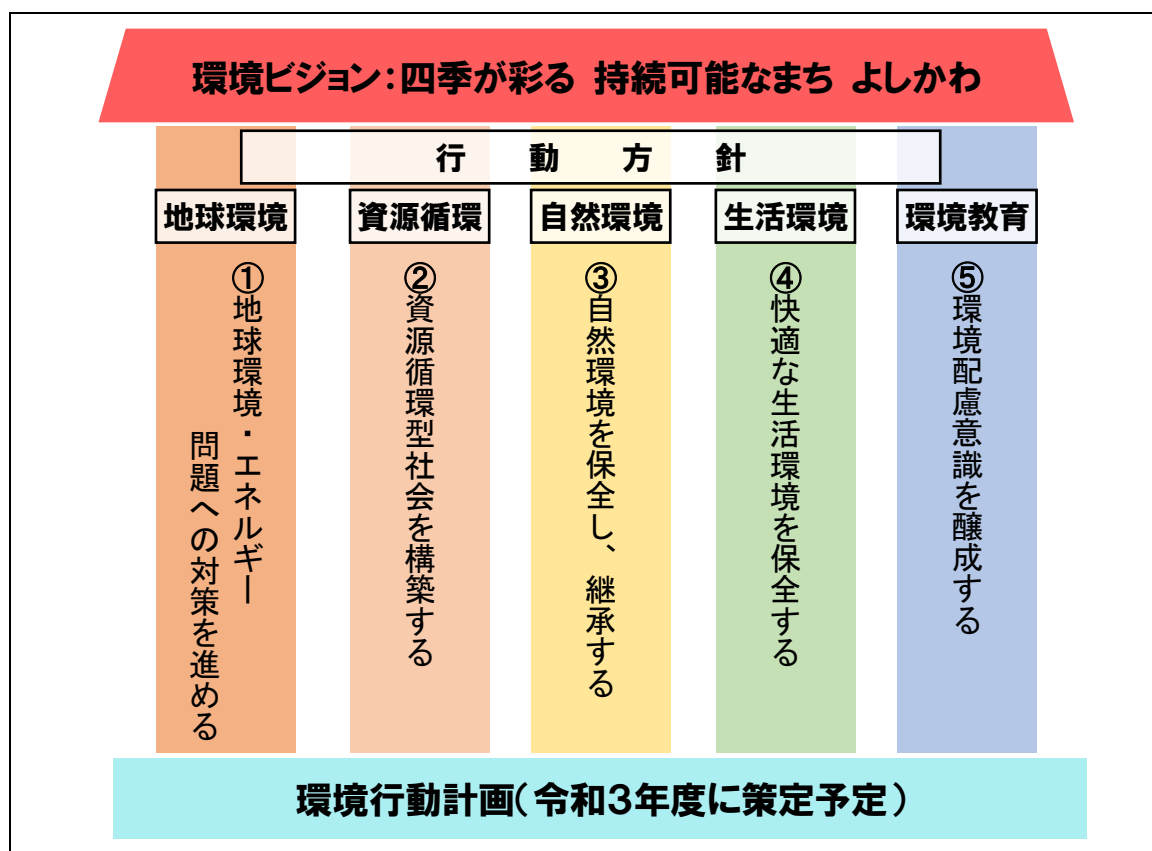


秋

永田公園

(2) 行動方針

環境ビジョン「四季が彩る 持続可能なまち よしかわ」の実現に向けて、市民、事業者、市の各主体が、どのように行動すべきかを対象分野ごとに以下の5つの行動方針を定めます。



地球環境	①	地球環境・エネルギー問題への対策を進める 地球温暖化対策に資するため、温室効果ガス削減や再生可能エネルギーの普及などを目指します
資源循環	②	資源循環型社会を構築する 限りある資源を有効活用し、環境負荷を低減するための循環型社会を目指します
自然環境	③	自然環境を保全し、継承する 水や緑の豊かな環境と生物の多様性に恵まれた自然環境を目指します
生活環境	④	快適な生活環境を保全する 安心して生活できるように身近な環境問題を解決し、快適に暮らせる生活環境を目指します
環境教育	⑤	環境配慮意識を醸成する 一人ひとりの環境意識が高まり、環境行動の実践が図られる社会を目指します

6. 行動方針及び関連する施策

① 地球環境・エネルギー問題への対策を進める



地球環境における喫緊の課題として地球温暖化対策が挙げられます。国際的な動向として、全ての国が温室効果ガス削減に取り組むことなどを目的として2015年「パリ協定」が採択されました。それに伴い、日本においても、温室効果ガスを削減する目標を掲げた「地球温暖化対策推進計画」を2016年に定めています。

また、国は2015年に「気候変動の影響への適応計画」を策定し、2018年6月には、国、地方公共団体、事業者、国民の担うべき役割を明確化した、「気候変動適応法」が成立しました。

本市においても、新たな潮流をとらえて地球温暖化対策に引き続き取り組む必要があることから、吉川市エネルギービジョン（ 年 月策定）を踏まえ、省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの導入などのエネルギーに関する取り組みを強化するとともに、環境負荷の少ない製品の普及などに努め、持続可能な社会づくりに取り組んでいきます。

<施策>

○ 地球温暖化対策の推進

市の事務事業について温室効果ガスの排出抑制を図るほか、市民・事業者の取り組みを促進します。あわせて、気候変動の影響を回避し軽減する適応策にも取り組みます。

○ 省エネルギーの推進

脱炭素社会の実現に向けて市は率先してエネルギー消費の低減に努め、市民・事業者の暮らしや事業活動における省エネルギー行動を促進します。建築物の省エネルギー化をはじめ環境に配慮した設備・機器の導入に努めます。

○ 再生可能エネルギーの活用

太陽光発電など、市の特徴を生かした再生可能エネルギーの普及・啓発に努めます。またバイオマス資源については、今後の技術革新を踏まえながら導入の可能性について模索します。

② 資源循環型社会を構築する



大量生産・大量消費・大量廃棄の社会は、天然資源やエネルギーの大量消費等の多くの問題を引き起こし、環境に大きな負荷を与えてきました。

これらを解決するために、市民一人ひとりが地球の資源の有限性を認識し、環境に配慮した消費行動が必要となります。

このようなことから、ごみの減量化や資源化につながる取り組みを推進し、資源循環型社会の形成を目指します。

<施策>

○ ごみの発生抑制・排出抑制の推進

市民・事業者は、積極的に3R活動に取り組みます。市は、3R活動の普及啓発に努めます。

○ 資源化の推進

市民・事業者はごみの分別排出を徹底します。市は、不要物として排出されるものについて資源化を図るとともに、廃棄物として処理・処分しないよう資源化方策や資源化品目について検討を行います。

○ 適正処理の推進

廃棄物の適正な処理のために市民・事業所は、適正排出に努めます。市はその指導と処理施設の維持管理に努めます。また、不法投棄や資源物持ち去り防止対策に努めるとともに、災害廃棄物の処理体制の構築を図ります。

③ 自然環境を保全し、継承する



本市は東を江戸川、西を中川に挟まれ、東京の近接地にありながらも田園風景を残した豊かな自然環境があり、そこには多種多様な生物が生息しております。この豊かな自然を次世代に引き継ぎ、自然からの恵みを持続的に享受するためには、それぞれの特性に応じた保全に努める必要があり、また、都市的な土地利用においても水辺や緑地などの空間の確保も重要となります。

一方、農業や人の生活に悪影響を与える有害鳥獣や、人の生活への影響に加えて、生態系等への影響が危惧される特定外来生物は、必要に応じて駆除するなどの対策が

求められます。

このような取り組みを推進することにより、人と野生生物、豊かな自然が共生できる環境を目指します。

<施策>

○ 水の保全

市民・事業者は、生活や事業活動に伴う排水の適正処理を行います。市は、適正処理に必要な環境整備を行うとともに、水質の監視や測定に努め、水質の向上を図ります。

○ 緑の保全

市・事業者・市それぞれが、身近に接することができる地域の緑の保全に取り組むとともに、緑化を促進します。市の景観形成と環境に重要な役割を果たしている農地の保全に努めます。

○ 生物多様性の保全

生物多様性の理解を促しつつ市内に生息する生き物の保全活動に努めるとともに、河川・水路の水辺環境の保全や再生を図り、生物生息環境に配慮した整備に努めます。

また、在来の生態系に悪影響を及ぼす外来種については、排除または影響の低減を図ります。

④ 快適な生活環境を保全する



市民一人ひとりが快適な生活を送るためには、大気や水質を良好な状態に保つこと、また、騒音、振動、悪臭等の影響に悩まされないようにしていく必要があります。

人の生活や事業活動によって生じる大気汚染や水質汚濁については、適切に監視を行うとともに、騒音、振動、悪臭等については、発生源に対する指導、公害苦情相談の対応を進めることにより、快適で安心して暮らせる環境づくりに取り組みます。

また、快適な生活環境のためには、生活にうるおいを与える都市環境の形成も必要です。

<施策>

○ 公害の防止

事業者は関係法令を遵守し、公害の未然防止に努めます。市は、公害相談に応じた当事者への働きかけによる解決を図るとともに、法令に基づく指導と対策による、公害発生の未然防止に努めます。

○ 環境監視・測定

良好な生活環境を保全するため、大気や水質の継続的な監視や騒音等に関する測定を行い、必要に応じて発生源に対し指導を行います。

○ 都市環境の整備

良好な住環境を形成するため、緑化の推進や美しい街並み景観の創出など、身近な環境を整えます。

⑤ 環境配慮意識を醸成する



良好な環境を将来に引き継いでいくには、環境問題の本質を理解し、普段の生活から環境に配慮した行動ができるよう、市・市民・事業者の三者が一体となった取り組みが重要です。

そのためには、市民・事業者の環境に配慮した自主的な活動を市が支援し、環境活動のさらなる促進に努めます。

また、子どもへの環境教育に取り組み、幼少期から環境問題を意識し、地域の環境を大切にしたいという気持ちを育むことに努めます。

<施策>

○ 環境学習

環境学習教室や出前講座など市民への環境に関する啓発に努めるとともに、様々なイベントを通じ、市民が吉川市の自然に触れる機会の創出に努めます。

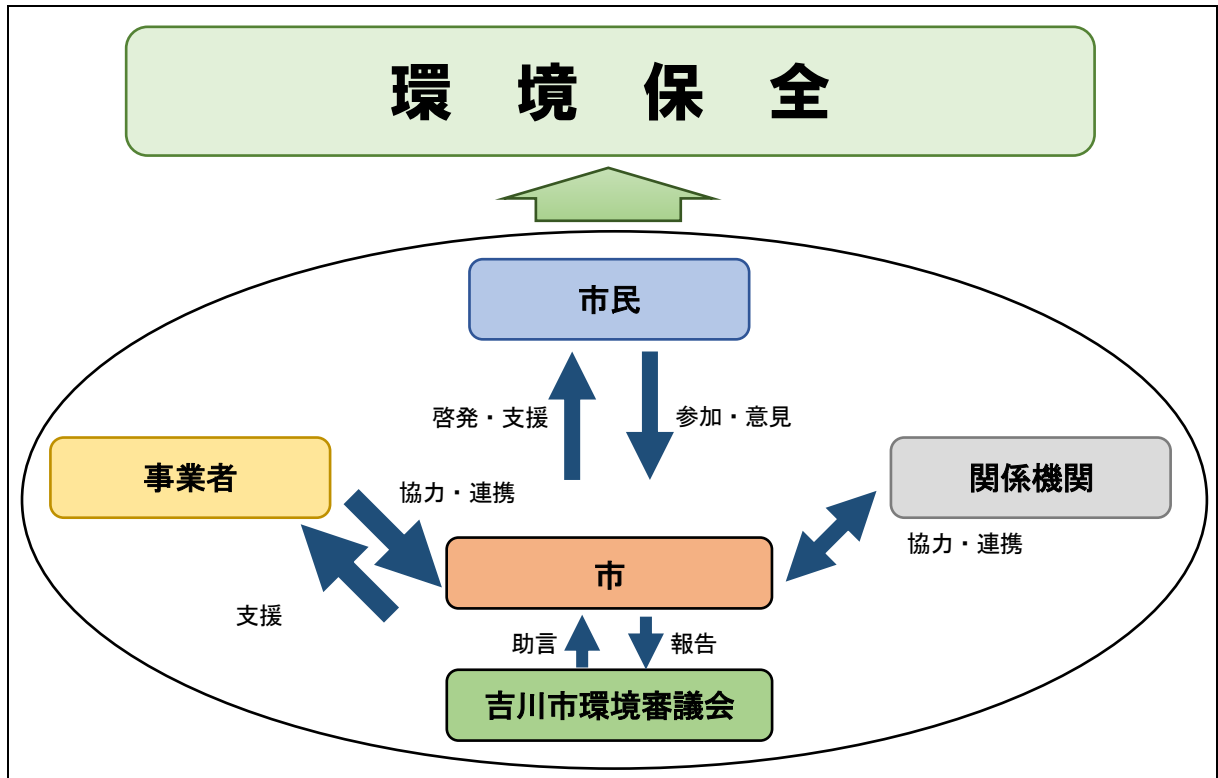
○ 環境活動の促進

市民の行動マナー・倫理の意識向上により地域の環境美化を推進するとともに、地域美化作業など市民が主体となって行う環境活動の支援に努めます。

また、環境保全活動を通じた、団体関係機関と連携するとともに、市民との協働を図ります。

7. 施策の推進のために

市は、国や県などの関係機関と連携をとりながら、吉川市環境審議会からの助言を受け、市民・事業者と相互に連携や協力をしながら、目標である当市の環境保全に努めます。



(1) 推進体制

市民・事業者	生活や事業活動において環境に配慮した行動に努めるとともに、市が行う施策への参加・協力を努めます。
市	総合的な環境施策の推進のため、施策相互の調整と進行管理のための庁内連絡体制を確立し、取り組み状況を把握し、その状況を定期的に公表します。
関係機関	国、県、近隣自治体、その他の関係機関とは施策の実施に当たり市への協力と連携を求めます。
吉川市環境審議会	市から報告される取り組み状況に対し、様々な見地から意見や提言を行います。

(2) 進行管理

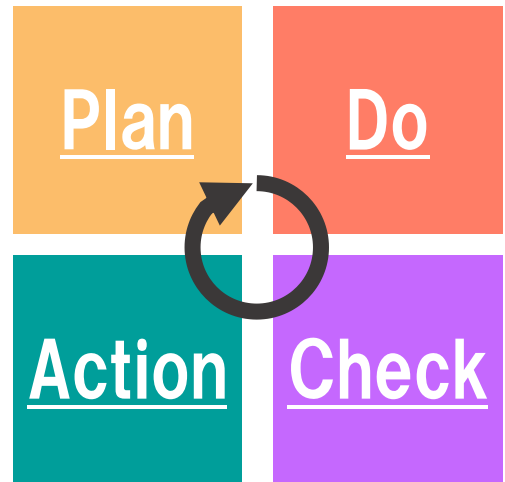
本指針の進行管理については、PDCA サイクルを基本として行い、指針の継続的かつ効率的な推進を図ります。

Plan：目標に向けて計画を立てます。

Do：計画に基づき、計画を実行に移します。

Check：実行した内容の検証を行います。

Action：検証した結果に基づき改善を行います。



(3) 環境行動計画

本指針の実行プログラムであり、各行動方針に紐づく環境行動計画は、関係部署との調整を図り、具体的な取り組みについて、あるべき姿や数値目標を踏まえたものとしします。

また、取り組んだ内容についての評価を行いながら、5年程度での見直しを行います。